

# 建設工事変更請負契約書

1 工事名

2 工事場所 内灘町字 地内

3 契約変更の事項

内灘町建設工事請負契約約款（平成25年内灘町告示第11号）第36条を次のとおり変更する。

（前払金の使用等）

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費のうち、この工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

発注者と受注者との間に令和 年 月 日締結した請負契約の一部を上記のとおり変更する。この変更契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 内灘町字大学1丁目2番地1  
内灘町  
内灘町長 川口克則

受注者